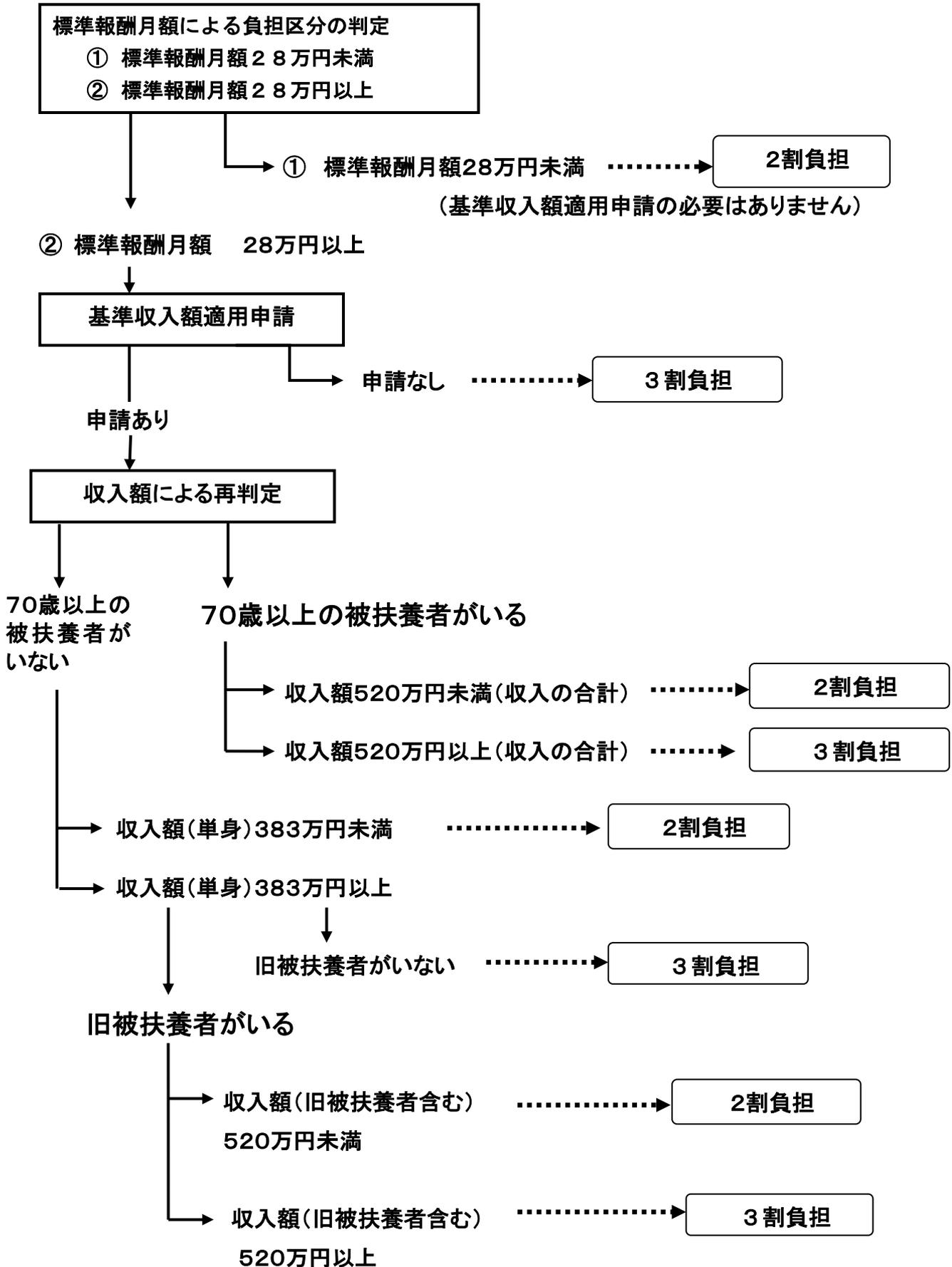


70～74歳の方の負担割合の判定基準早見表



※旧被扶養者とは、被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に移行したため被扶養者でなくなった方。
(被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間の方に限ります。)